

令和5年度

任意後見・補助・保佐等の相談体制強化・広報啓発事業

K-ねっと FAQ (Vol.2)

《市民後見人の養成と活躍支援》

- 都道府県によるバックアップ機能の強化の観点から、K-ねっとに寄せられた相談をもとに、都道府県や都道府県社協の担当職員、都道府県が設置する専門アドバイザーを主な対象として、FAQを作成しました。
- FAQの最終ページには、参考となる資料のリンク先も掲載しています。そちらも併せてご確認いただき、管内の市区町村、中核機関の職員の方々への助言や情報提供にお役立てください。

令和6年1月

社会福祉法人 全国社会福祉協議会

※掲載内容は発行日時点の情報です。

その後の法律・制度の改正等により、

内容が変更される場合があります。

市民後見人の養成と活躍支援 質問一覧

Q1

市民後見人養成研修のカリキュラムを検討する際、何を参考に考えたらよいでしょうか。

Q2

市民後見人養成研修を広域で実施することは可能でしょうか。

Q3

市民後見人養成研修を修了した市民が、他の自治体で市民後見人として活動することはできますか。

Q4

市民後見人養成研修修了者のなかから、後見人候補者を検討する際の基準がありますか。

Q5

市民後見人養成研修を修了した後、市民後見人に選任されるまでの間の活躍の場として、どのようなことが考えられますか。

Q6

養成した市民後見人研修修了者が、家庭裁判所から選任されるためには、どのような取り組みをしたらよいでしょうか。

Q7

市民後見人に対して、どのようなサポートができるでしょうか。

Q1

市民後見人養成研修のカリキュラムを検討する際、何を参考に考えたらよいでしょうか。

A1

市民後見人養成のための基本カリキュラムが厚生労働省から示されています。基本カリキュラムは、市民後見人を養成するための最低限必要と考えられる科目等を「基本」として示したもので、研修を実施する各自治体において、地域の実情に応じてカリキュラムを検討する際の参考として活用いただくことが想定されています。

【参考】

- ・「市民後見人養成のための基本カリキュラムについて」(厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課事務連絡 令和5年4月26日)
- ・成年後見制度利用促進 第168回市町村セミナー(令和5年6月30日)資料
- ・担い手の育成について(市民後見人養成研修・法人後見実施のための研修等に関する取組)

<https://www.mhlw.go.jp/content/12000000/001112982.pdf>

Q2

市民後見人養成研修を広域で実施することは可能でしょうか。

A2

可能です。

基本カリキュラムでは、都道府県等の広域開催する研修などで制度・法律関係科目に関する一般的な事項について履修した後に、市町村研修において当該市町村における事業計画やわがまちの各種取組の特徴などを補足いただく補講(2 単位 120 分)を受けていただく記載があり、実際に、一部の地域では市町村独自の介護・福祉サービスや社会資源を知る科目等の講義や演習を、市町村が実施するなど、都道府県と市町村が連携して研修を実施している事例があります。

【参考】 第二期成年後見制度利用促進基本計画(抜粋) P51-52

・担い手の確保・育成は、広域的な地域課題としても取り組むべきものであり、市町村ごとの人口の推移や体制整備状況等を勘案した中長期的な視野に立った取組も求められている。

・担い手の確保・育成は、促進法第 15 条等に基づく都道府県による取組が必要である。具体的には、市町村における担い手の育成・活動状況や選任が進まない原因などについての情報収集・分析を行った上で、後見活動が想定される圏域を設定し、市民後見人・法人後見実施団体の育成の方針の策定や養成研修の実施など、担い手の確保・育成のしくみづくりを進めることが期待される。

Q3

市民後見人養成研修を修了した市民が、他の自治体で市民後見人として活動することはできますか。

A3

まずは担当窓口にご相談・確認する必要があります。

市民後見人は、地域の社会資源やネットワークを活用するなど、地域に密着して活動します。そのような観点から、市民後見人養成研修は、自治体の実情に合わせたプログラムで開催されるものです。したがって市民後見人養成研修を他の自治体で受講した方の受け入れの考え方も各自治体によって異なります。

【参考】

・厚生労働省では、市民後見人養成研修の科目の互換性について下記の通り考え方を示しています。

科目の互換性の考え方

- 他の市町村において市民後見人養成研修を受講した方が転入してきた場合の対応として以下が考えられる。
 - ・未修了の方は、当該市町村の研修を再受講していただく。
 - ・バンク登録していた方等は、面接などによって適性を見極め、その後の対応を判断する。
- 制度・法律に関する項目など、どこの市町村で研修したとしても内容が、ある程度内容が担保される科目については、互換性を認めても良いと考えられる

出典：成年後見制度利用促進 第168回市町村セミナー（令和5年6月30日）資料

・担い手の育成について（市民後見人養成研修・法人後見実施のための研修等に関する取組）

<https://www.mhlw.go.jp/content/12000000/001112982.pdf>

Q4

市民後見人養成研修修了者のなかから、後見人候補者を検討する際の基準がありますか。

A4

後見人候補者の検討に関する一律の基準はなく、各自治体の判断によります。

【参考】

- ・養成研修への取り組み状況などを把握し、被後見人の意向や相性などを総合的に勘案して選任している自治体が多いようです。
- ・中には、研修受講の取り組み状況や登録の際の面接の状況などに基準を設けて数値化して、候補者を選定する際の参考にしている自治体もあります。
- ・あわせて、市民後見人自身の状況も年々変化することもありますので、定期的に意向確認を行うことも必要となります。

Q5

市民後見人養成研修を修了した後、市民後見人に選任されるまでの間の活躍の場として、どのようなことが考えられますか。

A5

例として、法人後見の支援員や日常生活自立支援事業の生活支援員、権利擁護や成年後見制度について広報・啓発活動を行う権利擁護サポーターなどとして活躍いただいている自治体があります。

【参考】

厚生労働省が示している市民後見人の基本カリキュラムについても、家庭裁判所から成年後見人等として選任されている人だけではなく、地域共生社会の実現のための人材育成や地域づくりという観点を踏まえ、市民の立場で地域の権利擁護に関わる様々な方達にも受講いただけるような内容として作成されています。

「市民後見人」の範囲

○家庭裁判所から成年後見人等として選任されている人だけではなく、地域共生社会の実現のための人材育成や地域づくりという観点を踏まえ、市民の立場で地域の権利擁護に関わる様々な方達にも受講いただけるよう配慮を行った。

○名称は「市民後見人」養成のための基本カリキュラムであるが、日常生活自立支援事業の生活支援員や、権利擁護サポーターなど権利擁護に関わる方を含んだものである。

出典：成年後見制度利用促進 第168回市町村セミナー（令和5年6月30日）資料

・担い手の育成について（市民後見人養成研修・法人後見実施のための研修等に関する取組）

<https://www.mhlw.go.jp/content/12000000/001112982.pdf>

Q6

養成した市民後見人研修修了者が、家庭裁判所から選任されるためには、どのような取り組みをしたらよいでしょうか。

A6

自治体、中核機関、専門職団体、家庭裁判所等の間で、市民後見人の受任が適しているケースや家庭裁判所が後見人等を選任する際の考慮要素をできる限り共有することや、個人情報を含まない模擬事例の検討を通じて、後見人等候補者イメージについて認識を共有することも取り組みのひとつです。

また、複数後見や、課題解決後に専門職後見人から市民後見人に交代するリレー方式などの選択肢も含めた検討ができるよう、自治体、中核機関が専門職団体と家庭裁判所の協力を得て、権利擁護支援チームの形成支援としての受任者調整のしくみづくりを行っていくことも、市民後見人が受任できる機会を増やしていくことにつながると考えます。

【参考】第二期成年後見制度利用促進基本計画(抜粋) P39

・都道府県、市町村及び中核機関は、後見人等の候補者の的確な推薦を行うことができるよう、家庭裁判所と専門職団体の積極的な協力も得て、候補者の検討方法(検討の体制や候補者推薦の目安など)、マッチングの手法などを共有できる体制を整える。この際、市民後見人を候補にするのに適した事案であるかや、どのような属性の候補者がよいかの検討だけではなく、権利擁護支援チーム形成の観点から、本人の意向や後見人等との相性、課題等に応じた柔軟な選任形態(複数後見など)、課題解決後の交代等の想定なども検討できるように留意する。

・家庭裁判所には、上記体制づくりへの協力と、チーム形成の観点から行われる受任者調整のプロセスへの理解が期待される。また、地域の実情や協議事項等に応じ、家庭裁判所の支部・出張所も含めた協議の実施などの対応も期待される。

Q7

市民後見人に対して、どのようなサポートができるでしょうか。

A7

中核機関等が行う市民後見人へのサポートとして、後見業務や家庭裁判所に提出する書類作成等に関する相談に応じるほか、被後見人等との関係性や信頼関係づくりについて助言したり、制度や福祉サービス等の後見業務に必要な知識に関する研修会の開催などは、活動の質の向上につながります。市民後見人の後見監督人となっている社会福祉協議会もあります。

さらに、活動費用の負担軽減のため、保険料や活動報酬の助成なども市民後見人の活動のサポートとなるものです。

【参考】 第二期成年後見制度利用促進基本計画（抜粋） P22（保険についての記載）
・後見事務に起因して生じた損害を補償する保険などの適切な事後救済策も重要である。そのため、専門職団体や、市民後見人を支援する社会福祉協議会等の団体には、保険会社とも連携し、後見人等の故意による被後見人の損害を補償するための保険を含め、適切な保険の導入に向けた検討を進めることが期待される。

○関連サイト リンク一覧○

- ・厚生労働省 HP「市民後見関連情報」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/shiminkouken/index.html

※市民後見人についての説明や、カリキュラム、市民後見人に関する取組などをご覧ください。

- ・厚生労働省 HP「成年後見制度利用促進」

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000202622.html>

※事務連絡や、成年後見制度利用促進専門家会議、基本計画・施策の実施状況等、各種手引等、ニュースレター、自治体事例紹介などをご覧ください。

- ➡成年後見制度利用促進ニュースレター

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000202622_00020.html

- ➡成年後見制度利用促進に関する資料・各種手引き等

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000202622_00019.html

- ➡成年後見制度利用促進に関する自治体事例紹介

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000202622_00021.html

- ・成年後見制度に関するポータルサイト「成年後見はやわかり」

<https://guardianship.mhlw.go.jp/>

※本人や家族、自治体や中核機関の担当者、成年後見人など、サイトを見る人の立場に応じて必要な情報を整理して、分かりやすく掲載しています。インタビューを含む制度説明の動画を視聴できるほか、制度説明のパンフレット等もサイトからダウンロードすることができます。自治体・中核機関の方は、国が実施する成年後見制度体制整備研修等の講義を動画で視聴することもできます。

※動画の視聴には自治体ごとに配布された ID とパスワードが必要です。不明な場合はサイト上の問合せフォームからお問合せください。

- ➡成年後見制度利用促進ニュースレターよくある Q&A

<https://guardianship.mhlw.go.jp/municipality/faq/>

- ➡成年後見制度利用促進体制整備研修(国研修)

<https://guardianship.mhlw.go.jp/municipality/training/>

- ➡自治体・中核機関の取組事例検索

<https://guardianship.mhlw.go.jp/municipality/search/>